

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表の一部訂正について

これまで法務省ホームページに掲載しておりました、令和2年度における「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表について」について、一部内容に誤りがあったことから、以下のとおり訂正いたしましたので、お知らせします。

なお、現在は、訂正後の資料を掲載しております。

<正誤内容>

【訂正前】	2. 職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備						
	(1) 男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況（府令第6条第1項第2号ロ）						
			令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
	男性	法務省・公安審査委員会	41.0%	16.8%	10.6%	9.2%	7.4%
		出入国在留管理庁	61.4%	30.9%	—	—	—
		公安調査庁	53.5%	26.1%	15.2%	8.2%	2.0%
		全体	43.2%	18.2%	10.8%	9.1%	7.2%
	女性※1	法務省・公安審査委員会	99.7%	98.6%	100.0%	100.8%	100.0%
		出入国在留管理庁	100.0%	100.0%	—	—	—
		公安調査庁	100.0%	116.7%	100.0%	116.7%	92.3%
全体		99.7%	99.2%	100.0%	101.0%	99.7%	
※ 小数点第2位四捨五入。							
※1 調査対象期間に、第1子及び第2子に係る育児休業をそれぞれ取得した場合、1人の職員が2度育児休業を新規取得したことになるため、取得率の数値が100%を超えることがある。							
		令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	
男性	1月未満	54.4%	70.9%	45.2%	35.2%	31.8%	
	1月以上6月未満	38.3%	20.1%	39.5%	49.7%	49.1%	
	6月以上1年未満	4.5%	7.9%	14.6%	6.9%	13.6%	
	1年以上	2.7%	1.2%	0.6%	8.3%	5.5%	
女性	1月未満	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.6%	
	1月以上6月未満	3.7%	5.4%	3.7%	5.9%	6.9%	
	6月以上1年未満	39.4%	35.5%	37.8%	33.1%	30.6%	
	1年以上	56.9%	59.1%	58.0%	61.1%	62.0%	
※ 小数点第2位四捨五入。							

2. 職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備

(1) 男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況（府令第6条第1項第2号口）

		令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
男性	法務省・公安審査委員会	40.9%	16.8%	10.6%	9.2%	7.4%
	出入国在留管理庁	61.4%	30.9%	—	—	—
	公安調査庁	53.5%	26.1%	15.2%	8.2%	2.0%
	全体	43.1%	18.2%	10.8%	9.1%	7.2%
女性※1	法務省・公安審査委員会	99.7%	98.6%	100.0%	100.8%	100.0%
	出入国在留管理庁	100.0%	100.0%	—	—	—
	公安調査庁	100.0%	116.7%	100.0%	116.7%	92.3%
	全体	99.7%	99.2%	100.0%	101.0%	99.7%

【訂正後】

※ 小数点第2位四捨五入。

※1 調査対象期間に、第1子及び第2子に係る育児休業をそれぞれ取得した場合、1人の職員が2度育児休業を取得したことになるため、取得率の数値が100%を超えることがある。

		令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
男性	1月未満	54.5%	70.9%	45.2%	35.2%	31.8%
	1月以上6月未満	38.3%	20.1%	39.5%	49.7%	49.1%
	6月以上1年未満	4.4%	7.9%	14.6%	6.9%	13.6%
	1年以上	2.8%	1.2%	0.6%	8.3%	5.5%
女性	1月未満	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.6%
	1月以上6月未満	3.7%	5.4%	3.7%	5.9%	6.9%
	6月以上1年未満	39.4%	35.5%	37.8%	33.1%	30.6%
	1年以上	56.9%	59.1%	58.0%	61.1%	62.0%

※ 小数点第2位四捨五入。